

## はじめに(理念)

・・・子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちに・・・

子どもたちは「世の中を映す鏡」です。

世の中が希望に満ち、おとなたちがはつらつと生きているときには、子どもたちの笑顔も輝き、希望に満ちます。子どもたちの生きる姿の中に、わたしたちおとな自身が見えています。

子どもたちは「未来を映す鏡」です。

子ども時代に人は、おとなになって体験することのひな型をすべて体験するといいます。子ども時代に、人に支えてもらうことや人を支えることの喜びをたくさん体験した子どもは、おとなになっても、それを生きる信条にするでしょう。子ども時代に、自分の生活を自分の頭と身体で創造することが一番大事だということを学ばなかっただ子どもは、おとなになっても、生活を創造することが苦手になるでしょう。子どもたちの今の中に、二十年後、三十年後の社会が見えてくるのです。

子どもたちをしっかりと見つめ、そのひとつひとつの命を大切にすることは、わたしたちの社会を見直すことであり、わたしたちの現在と未来を、希望をもって構想することにまっすぐつながります。

そうした思いをもって、このプランでは、立川に生き、立川で生活する子どもたちの命が生き生きと輝くようになるための具体策を、懸命に考えました。このプランは、実現可能性を考え合わせた上で、立川市の市民と行政が、一語一語、一緒につくりあげたものです。

このプランは、今後の子ども関係の施策展開にあたって基本となる視点に配慮してつくっています。

その一つ目は、すべての子どもが人間として幸せに生きる権利をもっている、という立場から、

「子ども自身の育ちへの支援」をベースにしているということ。

子どもは、生まれる時代も国や場所も選べません。生まれつきの環境や条件の違いに、子どもはまったく責任がありません。でもその子どもは、生まれた瞬間から、生きていくことの重さを自分で背負わなければなりません。荷の背負い方が上手にできるか否かでその子、その人の幸せ度が決まるのであれば、わたしたちのやることはたったひとつ。それは、どの子にも「生きていくってほんとうにおもしろい。どきどきわくわくする」「生まれてきてよかったです」「わたしはわたしらしく生きていくよ」と感じてもらうようにする、このことだけです。

子どもには本来、自分で育っていく力があります。すべて親に育てられるということはありません。地域のいろいろなおとなが子どもの育ちを見守る中で、自己決定しながら自主性や社会性を育てていきます。子どもが自ら育っていく力が回復されなければなりません。

二つ目に重視したのは、「子どもたちひとりひとりが、さまざまなニーズをもった多様な存在だ」という認識から、出発しようとしたこと。

子どもたちの中には、ありあまるものを受けアップアップしている子もいれば、必要な養育や教育を受けることができず、その可能性をうまく引き出されていない子もいます。障がいがあるなし、程度もまた、ひとりひとり違います。外国籍の子や多様な文化的背景をもつ、少数派の子もいます。そういう子どもたちも含めたひとりひとりに、できるだけきめこまやかなサポートを提供したい、これが強い想いでした。

三つ目に、この子ども支援を、「立川」というまちを創造的につくり続ける大事な機会にしようと考えてきました。それには二つの意味があります。

ひとつは、これからは市民の生活に直接関係がある事業は、できるだけ市民自身も担い、行政がそれを支え、持続的な事業にしたいということ。別の言い方をすると、子ども支援を、市民が参画して新しい自治のあり方を探り進める大事なきっかけにしたい、ということです。

もうひとつは、子ども支援ということを、幼い子の子育てへの支援とだけ考えず、小学生・中学生・高校生・若者への支援、親への支援、家庭への支援、そして地域の高齢者への支援なども含んで考えたことです。そうなると子育て支援は、まちづくり、地域づくりへと、必然的に広がり、つながっていきます。

「子ども支援でまちづくり」、これも大切な視点でした。

そのため、このプランをつくった後も、市民と行政がひとつになって、このプランが実現されるのを市民的立場で検証する組織をより積極的に活用しながら、そこに必要な人材を確保するということを提案しています。プランづくりがプランづくりで終わらないで、新しいまちづくりの、一步になることを願ったのです。

みなさん、立川市を、子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちにしていきましょう。それはとりもなおさず、わたしたちのくふるさと立川>を、次の世代に向けて、子どもにとってよりよい環境でバトンタッチしていくために創造していく営みなのです。

理念は現計画を継承しますが、「組織をたちあげ」「21世紀型」という表現が2019年時点では疑問であるため、修正案を提示しています。

# 本プランの基本的な考え方

## 1. 基本理念(あるべき姿)

子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちに

(現計画を継承します)

## 2. 3つの基本的な視点

次の3つの基本的な視点を共有し、市民やNPO、行政などが「協働」の関係をつくることによって、行政の一方的な事業の執行や縦割り行政の弊害を克服し、持続力と実効性がある事業をきめ細かく実現することをめざします。

その1

子どもの現実を受けとめ、その思いや願いを生かして

子どもの権利を尊重する視点

このプランの基本的な視点として、子どもの現実から出発すること、子どもの権利を認め尊重することを最初に据えます。

その理由としては、このプランが「子どもの総合計画」であり、子どもたち自身が主人公となっていきいきと輝いてもらいたい、という大きな希望があるからです。

子どもたちが幼いころから夢を育み、他者への思いやりを学び、さまざまな世界に向かた想像力を豊かにして大きくなってくれてこそ、安心して未来を託すことができます。しかし、子どもたちの多くは、そうした夢や思いやり、想像力をうまく育めているとは限りません。何よりも自由な自己決定に基づく遊びや居場所が、十分ではないことが気がかりです。

子どもたちは、心の深いところにおいて、

「誰もが差別されることなく、生命や安全を脅かされることなく、安心して生きていきたい」

「自分のからだを使ってさまざまなことを体験し、自分の五感を通して感じ、自分の頭で物事を考えたい」

「自分の思いや願いをきちんと伝えられるすべてを身につけ、いろいろな人とかかわりながら育っていきたい」

等々が立川のすべての子どもたちの願いであるとともに、子どもが本来もっている

権利だと考えます。また、すべての子どもが「子どもの権利」を学び、行使できるようになります。

子どもには、自らの力だけでうまれ育つ環境を選択する力が与えられていません。だからこそ、障がいや貧困などの有無にかかわらず、子どもたち誰もが平等に幸せになるように配慮することは、すべてのおとなの義務であり、子どもたちにとっては権利とを考えます。さらに、災害などの時でも、子どもの権利が損なわれないよう、十分な配慮が必要です。

子どもの現実から出発し、その思いや願いを受けとめて、子どもたちが本来持っている権利を尊重しながら、新しい立川づくりを構想する。これがこのプランの第1の基本的な視点です。

「子ども」とは

**障がい**がある子ども、外国籍の子ども、多様な文化的背景をもつ子どもなど、現に生きて生活しているすべての子どもを含みます。

趣旨は現計画を尊重します。ただし、文章のつながりが良くない場所があるため、すべての子どもやおとなが読んで、理解しやすい文体を目指しました。

また、現在は「子どもとは」の文章の部分で、流れが切れてしまうため、「子ども」の定義は、最後にまとめてみました。

また「子どもたちを生んだ」を「すべてのおとな」とすることで、行政が行う経済的な支援も含まれるようなイメージを考えました。

その2・・・A案

**子育ち・親育ちへの支援を基本にした、次世代の立川のまちづくりの視点**

その2・・・B案

**子育ち・親育てへの支援を基本にした、次世代の立川のまちづくりの視点**

その2では、現計画では「親育ち」ですが、部会での検討を受けて、「親育て」という表記の案もあわせて提案しています。

子どもたちは、何もない空間と時間の中で育つわけではありません。そこにいきいきと生きている人、手伝いを求めている人、一緒に遊ぼうと誘っている人など、多様な人がいる中でこそ、モデルを得、友を得て、自己を発見し、生きる喜びと意味を見出して育っていくことができます。

また、子どもたちは、自分を取り巻いている文化、自然、歴史などに触れ、そこか

らさまざまな刺激を得ながら大きくなります。それが子どもたちの心の原風景になっていきます。

子どもの生きる願いの中には、幼い頃から、さまざまな人やものと豊かに出会うこ  
とで、自分の心の中にあたたかい他者像や文化像を育みたいということが切実にある、  
と考えます。そのことは、実は子どもを育てている親の願いと重なっています。

孤立した育児環境を逃れ、笑顔でさまざまな人と接しながら、豊かな自然やすぐれた文化と接して、楽しく子育てしたいというのは、立川において子育てしている親の共通の願いでしょう。

親もまた子育てを通して育っていくのであり、そのためには、親の居場所やつどいの場づくりが不可欠ですし、それを支える人がたくさん必要です。

地域のさまざまな資源を生かし、地域と積極的に関わり、地域の人たちに支えてもらう、新たなあり方を模索しているのは、学校も同じです。立川の学校は今、家庭や地域との連携が切実な課題になっています。

地域が学校の応援団になり、学校が地域の文化拠点になっていく、そういうあり方をこの機会にぜひ求めたいと思います。

同時に、このプランは、教育をとりまく多様なニーズに多忙をきわめている現場の教師や職員の方たちを応援するものであることも目指します。また、学校以外の学びの場を支援することも重要です。

こうした事柄はすべて、立川の新しいまちづくりと総称できます。

「子育ち・親育ち(て)への支援を基本にしたまちづくりを進めたい」という思いをもった人たちと協働しながらこのプランを具体化していきたい。これが第2の基本的な視点です。

### その3

#### **人材・財源確保とネットワークにより、 持続(成長)する事業を市民と行政が協働で実現する観点**

これまでの自治体の政策は、「市民が苦情や要求を言い、行政を動かす」「行政が一方的に決めてその後で市民に知らせる」といった形によって進められるのが常でした。こうした旧来の市民と行政の関係から脱皮して、市民参画型の新しい行政のあり方へ転換する必要があります。そのためには、

市民と行政が対等な立場に立って対話・議論を重ねることにより、互いに何が可能であり有効なのかを見きわめることで、真の意味での「市民と行政の協働」によって事業を実現し、持続していくことが必要になっています。それが税金の有効な使い方にもつながります。

〈子育ち〉〈子育て〉という、立川のまちづくりにとって重要な営みの中において、何が問題になっているのか、できるだけ深いレベルでとらえることが必要であり、実際に子育てしている人や子育てを体験してきた人、子ども自身が、積極的に意見や要

望を提言し、参画・関与していくことが不可欠です。

プランの推進も、その具体化の役割を行政任せにするのではなく、市民が行政と協力しながら、きめ細やかに行っていかなければなりません。市民の側からの働きかけとして、財源の確保を行政に要請するとともに、市民が独自に財源を確保する努力も必要です。

そのためには、意欲と意思を持つ市民がそれぞれに組織され、ネットワーク化されることが大事です。幸いなことに立川においては、さまざまな団体がそれぞれの地域において、先駆的に〈子育ち〉〈子育て〉支援の実践を積んできています。この基盤を市民とともにさらに広げ、ネットワークを構築する上での「いしづえ」とすることが必要です。このネットワークが、市民と行政の協働において、重要な役割を果たします。

行政や専門家が持っているノウハウと市民の斬新な発想、多様なネットワークによって、相乗効果が発揮され、事業がさまざまな分野において成果をあげることを目指す。これがこのプランの第3の基本的な視点です。

※、貴市の場合には、すでに最初の4行は、不要なのではないか

### 3. 7つの施策目標

**貧困対策** マークは、主に貧困に関連する施策が入ることを示します。

#### 施策目標1 子どもの権利を尊重します

立川の子どもたちが自分の思いや願いをきちんと伝えることができるよう、日常のあらゆる場面において子どもの権利を尊重します。

(1) 子どもの権利の尊重

#### 施策目標2 ひとりひとりに応じた〈子育ち〉を支援します

すべての子どもがひとりの人間として、心もからだも成長し、豊かな人間関係や体験を通して自立していくことを支援します。

- (1) 地域における子どもの居場所づくり **貧困対策**  
(2) 青少年の育成・支援 **貧困対策**

#### 施策目標3 ひとりひとりに応じた学びを支援します

ひとりひとりのニーズに応じた学びを支援するとともに、家庭や地域の力を集めて学校を応援します。

- (1) “生きる力”を育む教育の推進 **貧困対策**  
(2) 地域との連携による学校づくり **貧困対策**

#### 施策目標4 ひとつひとつの家庭に応じた〈子育て〉を支援します

親の気持ちに寄り添う共感を基本に、子育てをまちぐるみで応援することにより、孤立した子育て家庭をなくし、保育施策なども充実します。

- (1) 母と子どもの健康支援 **貧困対策**  
(2) 家庭における子育てへの支援 **貧困対策**

#### 施策目標5 子育てと仕事の両立を支援します

- (1) 保育施設の量と質の確保  
(2) 学童保育所の量と質の確保  
(3) 保育サービスの推進 **貧困対策**

※後期基本計画見直しにあたり、施策を特だしする「方向」のため、本プランも同様に反映するのが適切ではないか

## 施策目標6 配慮を必要とする子どもや家庭を支援します

すべての子どもが温かく見守られ、安心して成長できるよう、さまざまな事情によって配慮が必要な子どもとその家庭をしっかりと支援します。

- (1) 途切れのない成長支援 貧困対策
- (2) 特別な配慮を必要とする家庭への支援 貧困対策

## 施策目標7 地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します

行政を含む地域の構成員が、それぞれの役割を担いながら対等な立場で対話を重ね、眞の意味での「協働」を目指し、事業を持続的に担っていきます。

- (1) 協働による事業の推進 貧困対策